

選択的夫婦別姓制度の審議を求める意見書

最高裁判所は平成27年12月、夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、選択的夫婦別姓制度のあり方については、「国会で論じられ、判断されるべき」とし、国会に委ねられました。その後、4年の歳月を経ても十分な審議が進んでおらず、選択的夫婦別姓を求める訴訟が相次いで提起されています。

平均初婚年齢は年々上がり、30歳前後となっている現在においては、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから初婚を迎えるケースが多くなっており、改姓時に必要な事務手続きは確実に増え、戸籍姓でのキャリア継続を望むがゆえに婚姻を諦めるカップル、事実婚を選ぶ夫婦も少なくありません。

平成30年2月に内閣府が公表しました「家族の法制に関する世論調査」では選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認が66.9%に達し、反対の29.3%を大きく上回る結果となり、夫婦別姓制度に対する国民の意識は変わってきています。

よって、江戸川区議会は国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度について国会において審議するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年10月22日

江戸川区議会議長 田中寿一

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣 あて